令和元年９月１２日

株式会社朝日新聞社
代表取締役社長　渡辺　雅隆　様
編集委員　高橋　純子　様

名古屋市長　河村たかし

見解書

先般、令和元年８月２１日（水）貴社発行の朝刊「多事奏論」において報じられた下記の記事に関し、不適切な表現や、前提事実に重大な誤認が認められるため、市長としての見解を述べておく。

記

１　該当箇所

「無自覚でカジュアルな権力行使は、自覚的なそれよりある意味おそろしい……はい。同様のことは、名古屋でも。

彼はきしめんのように薄い男だった――とはおそらく誰も書いてないが、～（略）～この認識がいかに浅薄かはさんざん指摘されているので繰り返さないけれど、」

２　内容

「あいちトリエンナーレ 2019」の企画展「表現の不自由展・その後」に関する私の見解は、以下のとおりである。

展示作品の中に、先鋭な対立関係を背景とした政治的主張を伴い、その対立関係をより先鋭化させる契機となる可能性を否定できず、「公衆に険悪の情を催させる」ものとして、公共の場所に相応しくない作品、あるいは、「象徴」的存在である昭和天皇の「肖像写真」が意図的に燃やされ、かつ、足で踏みつけられ、冒瀆しているように見える状況を描いた「侮辱」表現など総じて、「芸術」「美術」とは認め難い作品が含まれていた。

これらの作品を展示したことは、企画者・作者（表現主体）に「表現」の場として「公共施設」（愛知県立芸術文化センター）を提供し、かつ、「表現」のために必要となる経費を「公金から支出」するといった形での「便益供与」にあたる。日本では未だ議論が成熟していないが、アメリカ連邦最高裁の判事には、「言論に対する制限」と「言論に対する援助」を区別して、後者の援助（「便益供与」）

には合衆国憲法修正第１条（表現の自由）は適用されないという見解もある。
　本市はあいちトリエンナーレ実行委員会の一員として、会長である「大村知事に対し」、当該作品を含む展示の中止を含めた適切な対応を要請したものであって、「芸術」の作者に向かって「表現活動」を「制限」したことはない。
　なお、「きしめんのように薄い男」という表現は、名古屋の名物であるきしめんを宣伝していただき大変光栄であるが、きしめんは、薄いが幅があり、味も良いので、肯定的な表現として使っていただきたい。